

介護サービス利用料等の各種減額制度について

介護サービス利用料等の各種減額制度の一覧になります。制度によっては、事前に添付書類の準備、申請等が必要になりますので、各担当までお問い合わせください。

制度	内容			お問い合わせ先
1 介護保険負担限度額（減免）	1 介護保険施設への入所、短期入所（ショートステイ）を利用される場合に原則自己負担の食費・居住費が減額になる制度です。一定の要件を満たす方が対象であり、 <u>申請が必要です。</u> 対象になる方は①～③すべてに該当する方です。 ①世帯全員が市民税非課税※ ¹ ②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税※ ¹ ③被保険者および配偶者の預貯金等の合計について 下表に該当する方（第1段階：生活保護受給者は預貯金の上限無し。第2段階：老齢福祉年金受給者及び第2号被保険者については単身1,000万円（夫婦2,000万円））	利用者負担段階	被保険者の年金収入等の合計金額※ ¹	預貯金等の合計金額 上限
※1 4月～7月までは前年度分、8月～翌年3月までは當年度分の課税状況により判定します。				
2 (1) 所得など申告内容のご確認、修正申告等は税務課 市民税係までご相談ください。 (2) 要介護認定を受けている方で一定の判定基準に該当する方は 申請により「障害者控除対象者認定書」の対象となり障害者 控除を受けられる場合があります。長寿支援課認定支援係までご相談ください。				

		<p>(3) 課税世帯であっても、一定の条件に当てはまりますと「2 課税層における食費、居住費の特例減額措置」に該当する場 合があります。長寿支援課介護保険係までご相談ください。</p> <p>(4) 預貯金等の合計金額が上限を超える場合であって合計金額が 減少し対象となる可能性がある場合には年度の途中であって も再申請することができます。</p>	
2	市町村民税課税 層における食 費・居住費の特 例減額措置 (減免)	<p>本人又は世帯員が市町村民税を課税されている時は、「介 護保険負担限度額認定」の対象となりません。ただし一 定の要件を満たした場合に、特例的に第3段階②の負担 軽減を受けることができます。<u>申請が必要です。</u>ご相談 ください。(介護保険施設に入所されている方のみ対象の 制度です。(短期入所は対象外)) 他の要件については、 お問い合わせください。</p>	<p>長寿支援課 介護保険係 (内線 5763) ホームページに 掲載あり ID:0210708</p>
3	高額介護サービ ス費 (還付)	<p>同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計（同 じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計）が、所得 区分に応じた<u>上限額</u>を超えた時には、申請により超 えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。 ※対象者の方へは申請書を送付いたします。<u>(事前の申請 は必要無し)</u></p>	<p>長寿支援課 介護保険係 (内線 5764) ホームページに 掲載あり ID:0007272</p>
4	高額医療・高額 介護合算療養費 (還付) (1年に1回) 毎年4月頃送付	<p>1年間の介護保険と医療保険・後期高齢者医療のなお残 る負担額を7月31日時点での医療保険の世帯で合算し、 所得区分に応じた限度額を超えた時には、申請により超 えた分が高額医療・高額介護合算療養費として後から支 給されます。※対象者の方へは申請書を送付いたします。<u>(事前の申請 は必要無し)</u></p>	<p>長寿支援課 介護保険係 (内線 5763) ホームページに 掲載あり ID:0071338</p>
5	社会福祉法人減 免 (減免) (対象となる介護保 険施設は、介護老人 福祉施設(短期入 所)、地域密着型介 護老人福祉施設入所 者生活介護(短期入 所)。 <u>介護老人保健施設、</u> <u>介護医療院は対象外</u>	<p>長野県に届出をしている社会福祉法人の対象の介護サー ビスを利用する際の1割負担、食費、居住費の1/4が輕 減されます。(老齢福祉年金受給者は1/2、生活保護者は対象サービスの居住費の全額) <u>申請が必要です。</u>ご相 談ください。対象となる方は、住民税非課税世帯で次の 要件を満たしており市町村が認める方。</p> <p>① 年間収入が <u>150万円以下</u> (世帯員1人ごとに50万円 を加算)</p> <p>② 預貯金等が <u>350万円以下</u> (世帯員1人ごとに100万円 を加算)</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に資産が無い。</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していない。</p>	<p>長寿支援課介護保険係 (内線 5763) ホームページに掲載有 ID:0071030 ※認定になりますと申 請日の月の1日からの 認定証が送付されま す。申請月1日までは 遡りますが、月をまた いで前月以前へは遡り 出来ませんので早めの 申請をお願いします。</p>